

博物館の登録に係る審査基準と提出書類例

1 標記について、博物館法第13条に基づき、また博物館施行規則第19条から第21条までの規定を参照し、以下のとおり定める。

2 関係法令等

- (1) 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号。最終改正は令和4年4月15日法律第24号）：以下「法」という。
- (2) 博物館法施行規則（昭和30年10月4日文部省令第24号。最終改正は令和5年2月10日令和5年文部科学省令第2号）：以下「施行規則」という。
- (3) 博物館の登録に関する規則（平成27年3月27日 大阪府教育委員会規則第5号）：以下「教育委員会規則」という。
- (4) 改正博物館法の実施に関する基本的な留意事項（令和4年7月29日文化審議会博物館部会資料）：以下「留意事項」という。

3 登録博物館 審査基準

	登録博物館審査基準		提出書類について		審査結果		
	審査基準	法・施行規則	登録申請の際に提出を求める書類と記載時の留意事項	提出書類例 (下線は教育委員会規則で様式を定める書類)			
○登録の審査にあたっては、必要に応じて当該施設の実地確認により審査するものとする。	申請書	【法第12条第1項】 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し 二 次条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類	1.館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し	・申請書（様式第2号） ・館則	申請書・・・□ 別紙0-1・・・□		
	1 設置者	○法第13条第1項第1号にいう法人であること ○当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと	【法第13条第1項第1号】 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体（教育委員会）又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第31条第1項及び第6項において同じ。）を除く。） （1） 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 （2） 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信用を有すること。	①公立博物館（イ）の場合 1. 地方公共団体（教育委員会）が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例 2. 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書 ②私立博物館（ロ）の場合 1. 法人登記事項証明書（設置者が法人であることを証明するための書類） 2. 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等 3. 博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類 4. 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類	① 1.設置条例 2.登記事項証明書 ② 1.登記事項証明書 2.収支計画書 3.宣誓書 4.役員の経歴書 など	①公立博物館 別紙1-1・・・□ 別紙1-2・・・□ ②私立博物館 別紙1-1・・・□ 別紙1-2・・・□ 別紙1-3・・・□ 別紙1-4・・・□ など	
	2 博物館資料の関する調査研究の実地確認により審査するものとする。	○法第13条第1項第3号及び施行規則第19条にいう必要な体制を有すること ○博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を有すること	【法第13条第1項第3号】 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 【施行規則第19条】 博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参照すべき基準 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。 二 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 三 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 五 単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 七 研修に職員が参加する機会が確保されていること。	1.博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類 2.展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む）、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類 3.博物館資料の目録（当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。） 4.博物館の事業に関する収支計画を示す書類 5.職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）	1.運営方針 2.事業計画・事業実施報告 3.資料目録（様式第3号） 4.決算書 5.職員への研修計画又は実績 など	別紙2-1・・・□ 別紙2-2・・・□ 別紙2-3・・・□ 別紙2-4・・・□ 別紙2-5・・・□ など	
	3 職員配置その他	○法第13条第1項第4号及び施行規則第20条にいう必要な学芸員その他の職員が配置されていること ○館の運営に関して判断と意思決定をできる館長が置かれていること	【法第13条第1項第4号】 学芸員その他の職員の配置が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 【施行規則第20条】 博物館の職員に関する基準 一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 二 学芸員が置かれていること。 三 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	1.館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 2.学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 3.その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 4.組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類	1.館長の氏名・職務経歴書 2.学芸員名簿・資格証明書 3.職員名簿 4.組織図 など	別紙3-1・・・□ 別紙3-2・・・□ 別紙3-3・・・□ 別紙3-4・・・□ など	
	4 施設及び設備	○法第13条第1項第5号及び施行規則第21条にいう必要な施設及び設備が整備されていること	【法第13条第1項第5号】 施設及び設備が、法第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 【施行規則第21条】 博物館の施設及び設備に関する基準 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	1.博物館の事業に用いる建物及び土地の図面 2.博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類 3.防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類 4.多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	1.施設図面 2.登記簿/契約書等 3.防災防犯設備の図面など 4.多言語パンフレット、バリアフリー設備の案内図 など	別紙4-1・・・□ 別紙4-2・・・□ 別紙4-3・・・□ 別紙4-4・・・□ など	
5 日開館	○1年を通じて150日以上開館すること	【法第13条第1項第6号】 1年を通じて150日以上開館すること。	1.開館日数（年間150日以上）の要件については、必ずしも、利用者が物理的に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断すること。	1.開館日数の報告、館則 など	別紙5-1・・・□ など		

※ 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

標準処理期間について

1. 「標準処理期間」は、申請が本課に到達した日から起算して、当該申請に対する処分文書を申請者に発送するまでに通常要すべき標準的な期間をいう（行政手続法第6条）。

2. 標準処理期間には、次の期間は含まないものとする。

- (1) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間及び申請書返却期間
- (2) 申請の途中で、申請者が自ら申請内容を変更するために要する期間
- (3) 登録審査のために必要な書類または資料を追加することとなった場合、これに要する期間
- (4) 当該申請のために申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する期間
- (5) 公聴会の開催等利害関係者の意見聴取（行政手続法第10条）に要する期間

3. 申請に要すべき標準処理期間は60日とする。ただし、処理に異例な事務を要する事態が発生した場合は、当該日数を超えて処理することができる。この場合においては、その旨及びその理由等を申請者に通知しなければならない。